

無効審判請求書の作成要領

1. 様式

- (1) 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはいけません。
- (2) 余白は、少なくとも用紙の上6cm、左右及び下に各々2cmをとり、原則としてその左右については各々2.3cmを越えないものとしてください。
- (3) 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書いてください。
- (4) 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とします。
- (5) 軽微な訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を書いて印を押してください。
- (6) とじ方は左とじとし、容易に分離しないようにとじてください。

2. 手数料について

- (1) 昭和63年1月1日以降の出願に係る特許権及び実用新案権については、1件につき49,500円に1請求項につき5,500円を加えた額、昭和62年12月31日以前の出願に係る特許権については1件につき27,500円に1発明につき27,500円を加えた額、実用新案権については55,000円相当額、意匠権については55,000円相当額、商標権については1件につき15,000円に1区分につき40,000円を加えた額、特許権の存続期間の延長登録については55,000円相当額の特許印紙を消印しないで貼付します。

また、一部無効審判請求の手数料は、特許権にあつては無効とする請求項の数(発明の数)、商標権にあつては無効とする区分の数に応じた手数料となります。

- (2) 特許印紙を貼るときには、請求書の左上部余白の下に括弧して、請求に係る貼付印紙額を記載してください。

(注意) 特許印紙は割印をしてはいけません。

特許印紙は、全国各地の集配郵便局において販売しています。

手数料等は、改訂される場合がありますので、注意してください。

- (3) 特許法第195条第8項ただし書きの規定により、現金により手数料を納付したときは、別の用紙に「納付済証(特許庁提出用)」を貼付してください。
- (4) 手数料(特許印紙)が添付されていない審判請求書による審判請求であつて

も、請求の利益を失うことはありません。ただし、補正されない場合は、決定によりその請求書は却下されます。

3. 提出日の欄について

- (1) できるだけ提出する日を記載してください。
- (2) 特許庁の窓口へ直接提出する場合は、その提出する日付を記載してください。
- (3) 郵送する場合は、郵便局に差し出す日を記載してください。

(注意) 郵送する場合は、書留等差出日が証明できる方法により郵送してください。

4. 審判事件の表示の欄について

「審判事件の表示」の欄には、

特許においては、「特許第 〇〇〇〇〇号(特許)無効審判事件」、「特許第 〇〇〇〇〇号延長登録無効審判事件」のように記載します。

実用新案については、平成5年12月31日までの出願のものについては、「実用新案登録第 〇〇〇〇〇号無効審判事件」、平成6年1月1日以降の出願については、「登録実用新案第 〇〇〇〇〇号無効審判事件」のように記載します。

意匠においては、「意匠登録第 〇〇〇〇〇号無効審判事件」のように記載します。

商標においては、「商標登録第 〇〇〇〇〇号無効審判事件」、「国際登録第 〇〇〇〇〇号無効審判事件」のように記載します。

5. 特許(実用新案登録)無効審判請求に係る請求項の数について

「審判の請求に係る請求項の数」には、全部無効の審判請求の場合には特許登録源簿に登録された請求項の数を、一部無効審判請求の場合には、無効とする請求項の数を記載します。

但し、昭和62年12月31日以前の出願に係る特許の無効審判については、項目を「審判請求に係る発明の数」とし、その数を記載し、実用新案については項目を設けるには及びません。

6. 請求人の欄について

- (1) 住所(居所)の欄について

「住所(居所)」の欄には、 〇〇 県、 〇〇 郡、 〇〇 村、大字 〇〇、字 〇〇、

番地、 号のように詳しく記載し、番地がないときは、住所の末尾に「(番地なし)」と記載してください。

(2) 氏名(名称)の欄について

「氏名(名称)」の欄には、請求人が法人にあってはその名称を記載し、「氏名(名称)」の次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載してください。

また、「氏名又は名称」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、カタカナで振り仮名を記載してください。

(3) 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名(名称)」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けてください。

(4) 「国籍」の欄について

請求人が外国人の場合は、「国籍」の欄を設け、「国籍」を記載してください。但し、その国籍が「住所(居所)」の欄に記載した国(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第2条第2項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国)と同一であるときは、「国籍」の欄を設ける必要はありません。

(5) 「請求人」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。

請求人

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称)

(代表者)

印

住所(居所)

(国籍)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称)

(代表者)

印

(国籍)

7. 「印鑑の押印」について

請求人の氏名(法人にあっては代表者)の後に、朱肉を用いて鮮明に印を押してください。

8. 被請求人の欄について

「被請求人」の欄には、特許・登録原簿を確認して、審判請求日における特許・登録権者を相手方として表記します。又、共有に係る特許権等については共有者の全員を記載してください。

9. 請求の趣旨の欄について

「請求の趣旨」の欄には、

特許においては、「特許第 〇〇号の特許を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする。との審決を求める。」のように記載します。

実用新案においては、「登録第 〇〇号実用新案についての登録を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする。との審決を求める。」のように記載します。

意匠においては、「登録第 〇〇号意匠についての登録を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める」のように記載します。

商標においては、「登録第 〇〇号商標についての登録を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める」のように記載します。

また、特許・実用新案の一部無効審判請求においては「特許(実用新案登録)第 〇〇号発明(考案)の明細書の請求項 〇に係る発明(考案)についての特許(実用新案登録)を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする。との審決を求める。」(昭和63年1月1日以降の出願に係る特許の場合)のように記載します(ただし、平成15年7月1日以降にされた特許出願に係る特許については、明細書と特許請求の範囲とを別書類とする平成14年改正法が適用されるので「特許第〇〇号発明の特許請求の範囲の請求項第〇項に係る発明についての特許を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように記載します。)。

さらに、昭和62年12月31日以前の出願に係る特許の場合には、「特許第 〇〇号発明の明細書の特許請求の範囲第 〇項に記載された発明についての特許を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように記載します。

商標においてはその指定商品又は指定役務毎に審判を請求することができ、「登録第 〇〇号商標は指定商品(指定役務)中、 〇〇についての登録を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように記載します。

10. 請求の理由の欄について

「請求の理由」の欄には、特許または意匠等が無効であるとする実質的理由についての請求人の主張・立証を具体的かつ明確に記載してください。

以下に特許の場合の記載例を示しますので、参考にしてください。

(1) 請求の理由の要約

無効理由に係る主張事実や証拠等が多岐にわたったり、複雑である場合には、その要点を整理して、必要に応じて表形式などを用いて、特許発明の請求項ごとに記載します。

(2) 手続の経緯

出願から特許権の設定の登録に至るまでの経緯（出願日、公告日、登録日等）を記載します。なお、訂正が認められている場合、訂正請求書が提出されている場合には、当該手続についても記載します。

(3) 無効審判請求の根拠

特許を無効とすべき法律上の根拠を証拠の表示とともに記載します。

(4) 本件特許を無効とすべき理由

進歩性欠如等の場合には、以下の項目にしたがって本件特許を無効とすべきである理由を述べてください。

(a) 本件特許発明

本件特許発明の特徴を、特許請求の範囲の記載にもとづいて記載します。

(b) 先行技術が存在する事実及び証拠の説明

本件特許発明との関連において、証拠（甲 号証）に記載された発明をその開示箇所とともに説明します。

(c) 本件特許発明と先行技術発明との対比

本件特許発明と証拠に記載された発明とを対比して、一致点と相違点を明確にし、本件特許発明が証拠に記載された発明に該当する、又は証拠にもとづいて容易に発明をすることができたものである理由を明らかにしてください。

(5) むすび

本件特許は無効の理由が存在しこれを無効とすべきものである旨を記載します。

この場合、以下の点について留意する必要があります。

(a) 複数の請求項（昭和62年12月31日以前の出願にあっては発明。以下同じ）について特許の無効の審判を請求する場合であって、請求項ごとに無効の理由が異なるときは、必要な項において、請求項ご

とに分けて個々の請求の理由を記載します。(必要に応じて、「一致点」、「相違点」、「本件特許発明の作用効果」等の項目に展開して記載します。)

- (b) 明細書又は図面の訂正が請求されている場合又は別途請求した訂正審判で明細書または図面の訂正が認容されている場合には、「手続の経緯」の項においてその旨を明記するとともに、必要な項において訂正後の発明に基づく主張であることが分かるような記載が必要です。

また、登録意匠、登録商標の無効審判の場合であっても、上述の特許の無効の審判の場合に準じて、審判請求人の主張・立証をいくつかの項目に分けて整理して記載します。

(注意) 請求の理由の補正は、原則としてその要旨を変更するものであってはなりません(特許法第131条の2第1項、実用新案法第38条の2、意匠法第52条、商標法第56条、同第68条第4項)。従って、請求時に全て(証拠方法も含め)一括して請求書に記載していなければなりません。請求の理由がない、あるいは追って補充等、実質的に請求の理由の記載がない審判請求は特許法第135条により審決却下されます。

11. 証拠方法の欄について

「証拠方法」の欄に記載するものには、発明の新規性に関するもの、刊行物の発行日に関するものが主なものとなりますが、多数の刊行物を合わせて一つの事実を立証しようとする場合には、部分と全体の関係を明白にする必要があります。原本が特許庁にあるものについては謄本(正副)を提出して原本について特許庁のものを援用することが取扱上許されています。その他のもので原本を提出できないものは証拠とする意味はありませんが、謄本でも相手方が成立を認めれば証拠となり得ます。他人の所有に係るものは、提出命令や検証によることができます。

証人尋問の申出には、立証する事柄と証人に尋問する事項をあらかじめ明らかにしてください。

12. 添付書類および添付物件の目録の欄について

「添付書類および添付物件の目録」の欄には実際に添付するものを記載しま

す。無効審判を請求する場合、請求書の審理用副本 1 通及び相手方(被請求人)の数に応じた副本を提出する必要があります。援用する場合には、援用書類を添付した書類名およびその日付を正確に記載し、その謄本を添付してください。検証物その他の証拠を提出した時に、後日その返還を受けたい時は、その提出の時に、提出書類のその表示の項並びに当該物件に、「返還請求あり」といった表示をすることが必要です。

13. その他

(1) 訂正箇所直接訂正印を押してはなりません。「何字削除」、「何字挿入」といった表示を右側 2 cmの余白に記入し押印してください。

(2) 無効審判請求書の提出先及び提出方法

ア.無効審判請求書は特許庁長官に提出します。

イ.提出方法は、次のいずれかによります。

郵便により提出する方法

(宛先)

〒100-8915

東京都千代田区霞が関3-4-3

特許庁長官

特許庁の「審査業務部出願支援課」の窓口提出する方法

(3) 審判番号の通知書が送付されるのに、相当の日時を要しておりますので、特許庁に請求書が接受されたことを早く確認したい方は、ハガキに手続内容がわかるような記載と、あて先を記載して同封するか、手続書面の控えを作成し、必要額の切手を貼付し、あて先を記載した返信用封筒を同封していただければ、受領印を押した後に送付します。